

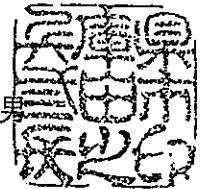
平成 30年 4月 25日

社団法人自立生活センター三田 代表 吉田みち 様

リメンバー7.26 神戸アクション・呼びかけ人

様 様 様

三田市長 森 哲 男



### 障害者男性監禁事件に関する質問と要望（回答）

平素は市政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4月12日付で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。

#### 記

#### 〔質問〕

- 1 市障害福祉課が、この男性の状況について福祉関係者からの相談を1月16日に受けながらも18日まで訪問を延ばしたのはなぜですか。

第三者からの虐待通報ではなく、当該男性の父親からの相談により把握した内容であるため、自宅訪問の日程については父親と調整した結果、1月18日になったものです。

- 2 1月18日に監禁状態を目撃し実態を把握してもなお、警察への通報、病院への緊急搬送などをすることなく、22日に初めて病院に同行するまで時間を置いたのはなぜですか。

1月18日の訪問時に、当該男性への支援方法を父親に提案し、その後、受診できる病院の調整等を行った結果、1月22日(月)になったものです。

- 3 実態を把握してから2月22日までの間、警察への通報をしなかったのはなぜですか。

当該男性への支援を最優先に考え、将来にわたり安定的に支援が受けられるよう、各種手続き等を優先して行っていたためです。

- 4 その後3月8日までの間、過去の応談の記録の確認をしなかったのはなぜですか。

通常使用している箇所については即時に確認しましたが、日常的には使用していない書架を、念のために確認したところ、20年以上前の記録が残っているのを発見したものです。

5 1月18日から22日の間に被害者の施設入所が決められた際、当人の意向確認はどのようにして行われましたか。また、グループホーム・ショートステイ等他の選択肢は示されましたか。

個別の支援内容については、個人情報のためお答えできません。

6 被害者男性の今後の地域移行支援の進め方についてどう考えていますか。

個別の支援内容については、個人情報のためお答えできません。

7 20年以上前の応談記録に監禁・虐待の記録はなかったのですか。もしなかったのなら、把握できなかったのはなぜですか。

個別の支援内容については、個人情報のためお答えできません。

8 20年以上前の応談時点で容疑者が被害者男性を施設に入れたいと希望していたとの報道がありますが、それは記録されていないのですか。

個別の支援内容については、個人情報のためお答えできません。

9 4月9日の会見で、20数年前の対応、今年明けからの対応いずれについても問題なしとした高見智也健康福祉部長の見解の根拠は何ですか。

20年以上前の記録に記載されている内容を見る限りは、その当時、一般的に考えられる適切な対応ができていたと判断しています。なお、本年1月以降の対応についても、その時々<sup>の</sup>状況を総合的に判断して実施してきましたが、より適切な対応があったのではないかとご指摘をいただいておりますので、ご指摘は真摯に受け止め、今後、第三者委員会で検証する予定にしています。

10 神戸新聞の記事によると、森哲男市長は取材に対し「20年以上前はまだ障害者の人権を尊重する法律が整っておらず、実態が見過ごされていたのではないか。」と答えています。しかし、1960年施行の知的障害者福祉法をはじめ、当時の時点で障害者の実情の把握と必要な情報・サービスの提供を義務付ける法律は整備されていました。この発言をした市長の認識についてご説明ください。

障害者虐待防止法だけでなく、高齢者虐待防止法も児童虐待防止法も施行されていない時代状況を踏まえた発言です。

参考：障害者虐待防止法 平成24年10月施行、高齢者虐待防止法 平成18年4月施行、  
児童虐待防止法 平成12年11月施行

11 同様の悲劇が繰り返されないために、市はどのような改善策を図ろうとしていますか。また、報道によって伝えられる検証のための第三者委員会の人選をどのような方法によって行おうとしていますか。

今回設置予定の第三者委員会において、行政の対応について検証を行うとともに、改善策についても提言をいただきたいと考えております。この第三者委員会委員の人選については、現在検討中です。

[要望]

1 障害者の支援・救済という目的で、また事件への対応を目的として、洲本5人殺害事件への対応として導入された兵庫県の精神障害者継続支援体制、相模原障害者殺傷事件への対応として国会に上程された精神保健福祉法改正案のような障害者の人権の制限・監視の強化を行わないでください。

支援を必要とされている方に、適切な支援を届けることができるようにすることが重要と考えており、人権の制限や監視の強化を行うものではありません。

2 同様に、今後の施策の検討において、障害者の支援・救済の手段として施設入所のみを前提としないでください。また支援において障害者本人の意向確認作業を必ず行うことを明記してください。

個々の状況に応じた対応を行います。

3 事件の検証のための第三者委員会招集において、また障害者施策の策定・実施の全段階において、障害者権利擁護に携わる障害当事者をその中心に据えてください。

第三者委員会の委員構成については、委員会設置の趣旨に沿って選任します。

4 市長・市議会議員・市職員が障害者権利条約および障害者の権利を守るための国内法を熟知し理解するよう徹底してください。

市職員対象の研修を検討します。

問い合わせ

健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課

TEL 079-559-5075 Fax 079-562-1294

メール syogai\_u@city.sanda.lg.jp